

感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)>

		避難元	避難等の実施	避難先	手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底
施設敷地緊急事態要避難者等	感染者(重症者)			感染症指定医療機関等で治療	
	避難の実施により健康リスクが高まる者	感染者(軽症者等)※2 それ以外の者※3	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。	➢ それ以外の者とは、別々の車両で避難。	➢ それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。
	避難の実施により健康リスクが高まらない者	感染者(軽症者等)※2	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ 感染者(軽症者等)とは別の施設で屋内退避。	➢ 感染者(軽症者等)とは、別々の車両で避難。	➢ 感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。
		それ以外の者※3	バス避難者等の一時集合場所等 ➢ 密集を避け、極力分散して集合。 [例] ・感染者(軽症者等) ・一時集合場所等を経由せず、直接指定された避難施設へ避難する。 [それ以外の者] ・検温等による体調確認を行う。 ・一時集合場所等の中で分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・一時集合場所等の場所を分ける。	避難車両 ➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 [例] ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。	避難所等 ➢ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。
一般住民	感染者(軽症者等)※2	自宅等で避難準備	【S E】 避難等開始	➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 [例] ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。	➢ 避難先施設では、密集を避ける。
	それ以外の者※3			➢ 指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。 [例] [感染者(軽症者等)] ・別車両により、指定された避難施設へ避難する。 [それ以外の者] ・検温等による体調確認を行う。 ・施設内の別部屋に分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・避難施設の場所を分ける。	➢ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。
			【G E】 避難等開始	➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	➢ 避難先施設では、密集を避ける。

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

5. PAZ内の全面緊急事態 における対応

＜対応のポイント＞

1. 自家用車による避難ができない住民については、移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示すること。また、安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

美浜町及び敦賀市におけるPAZ内の住民の避難先

- 美浜町美浜東小学校区(丹生・竹波・菅浜地区)の住民の避難については県内に2か所、敦賀市西浦地区(白木1丁目、白木2丁目)の住民の避難については、福井県内及び県外において避難先を確保。
- 両地区における避難先については、普段から避難計画に関する広報や訓練等を通じて住民に周知。



避難元	避難先(県外)
美浜町 美浜東 小学校区	-
敦賀市 西浦地区	ならけん 奈良県※ いごまし 生駒市コミュニ ティーセンター

避難元		避難先(県内)			
美浜町 美浜東 小学校区	丹生	おおい町	おおい町立 大飯中学校	おおのし 大野市※	富田公民館
	竹波				大野市立富田小学校
	菅浜				大野市立尚徳中学校
敦賀市 西浦地区	白木1丁目	ふくいし 福井市	ふくいし 福井市立 はにゅう 羽生小学校	-	-
	白木2丁目			-	-

- <避難方法>
- ①自家用車
 - ②バス等の車両による避難
 - ③船舶、ヘリ等による避難

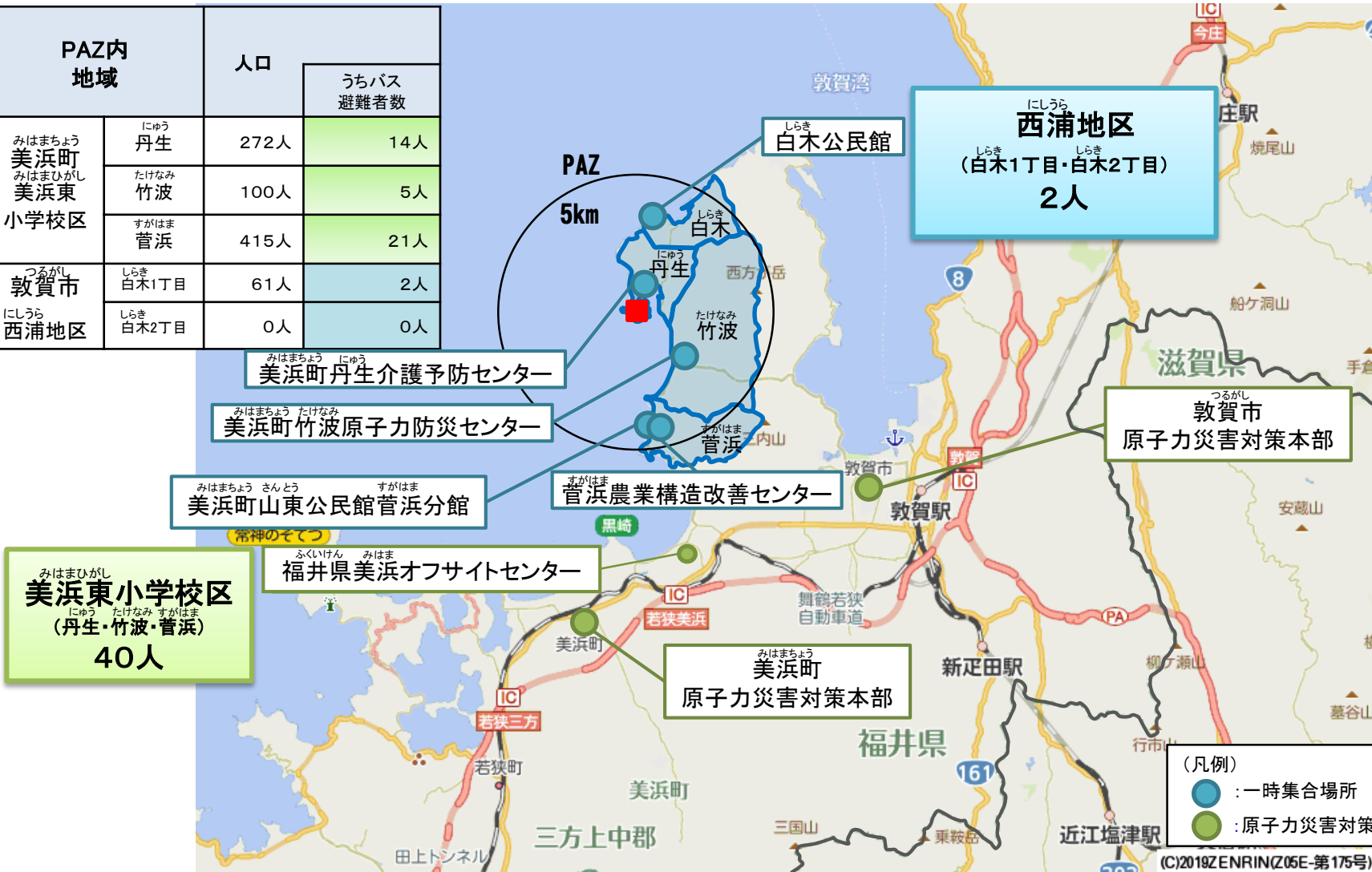
※福井市に避難できない場合の避難先。

※おおい町に避難できない場合の避難先。

PAZ内における自家用車で避難できない住民の数

➤ 美浜町、敦賀市による調査の結果、両地区における自家用車で避難できない住民は全848人のうち、42人。

PAZ内地域		人口	うちバス避難者数
みはまちょう 美浜町 みはまひがし 美浜東 小学校区	にゅう 丹生	272人	14人
	たけなみ 竹波	100人	5人
	すがはま 菅浜	415人	21人
つるがし 敦賀市 にしうら 西浦地区	しらき 白木1丁目	61人	2人
	しらき 白木2丁目	0人	0人



みはまひがし
にゅう たけなみ すがはま
美浜東小学校区
(丹生・竹波・菅浜)
40人

にしうら
しらき しらき
西浦地区
(白木1丁目・白木2丁目)
2人

つるがし
敦賀市
原子力災害対策本部

みはまちょう
美浜町
原子力災害対策本部

(凡例)
● : 一時集合場所
● : 原子力災害対策本部等

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。45

- 美浜町において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、約40人分、バス1台。
- 全面緊急事態発生時には、関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、福井県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

みはまちょう
＜美浜町において全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数 ※1	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	40人	1台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。【P45参照】

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

みはまちょう
＜美浜町における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		1台	
(B) 確保車両台数		1台	
確保先	関西電力	1台	保有車両台数 バス11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

- 敦賀市において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民約2人分、バス1台。
- 全面緊急事態発生時には、関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、福井県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

＜敦賀市において全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	2人	1台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。【P45参照】

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

＜敦賀市における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		確保車両台数	備考
		バス	
(A)必要車両台数		1台	
(B)確保車両台数		1台	
確保先	関西電力	1台	保有車両台数 バス11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

みはまちょう 美浜町におけるPAZ内から避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。

